

奨学生の受付について

(令和6年能登半島地震に係る緊急・応急採用)

日本学生支援機構では、令和6年能登半島地震に係る**災害救助法適用地域**の世帯の学生に対し、**給付奨学金家計急変採用**、**及び貸与奨学金緊急採用・応急採用**の受付を行っております。
災害救助法適用地域及び適用日は**下記**のとおりです。

【適用地域・適用日】

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
<p>【新潟県】 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町</p> <p>【富山県】 富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町</p> <p>【石川県】 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町</p>	<p>1月1日</p>

【福井県】

福井市、あわら市、坂井市

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。

その他の被災学生への支援制度について

独立行政法人日本学生支援機構では、被災学生に対し、「災害支援金」を支給しています。

○対象者:災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方。（外国人留学生を含む）

○支給額：10万円（返還不要）

○日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

該当があり、奨学金の申込みを希望される場合は、以下の係にお問い合わせください。

品川地区：学生サービス課奨学係

越中島地区：学生支援係